

水田・畑作経営所得安定対策に加入していた方へ

平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入していた方は、必ず提出してください。

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年度について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

申出年月日 平成 23 年 4 月 1 日

申出者欄	フリガナ	ノウリン タロウ		印
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎		
	フリガナ			
	代表者氏名（法人・組織のみ）			

〈担当者記入欄〉

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地域協議会等管理コード

平成22年度加入状況

経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者（個人）	経営面積	田と畑の合計	特例・特認の適用	<input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例（物理的制約に応じた特例）
	<input type="checkbox"/> 認定農業者（法人）		40,000		<input type="checkbox"/> 地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例（生産調整組織に関する特例）
<input type="checkbox"/> 特定農業団体	<input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の集落営農組織	m ²		<input type="checkbox"/> 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例（所得に応じた特例）	<input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている
				<input checked="" type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。	

本年チェック欄

平成23年度について、上記について

変更ない 変更ある（変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください）

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている

農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行できている 実行できていない

収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）

加入する 加入しない（加入する場合は、以下に記入してください）

23年度収入減少影響緩和交付金（収入減少補てん）について、積立金の積立を行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

積立金の積立コースを記載してください。
（該当するものにし印を記入）
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定

20%の減収に対応した積立金を納付予定

（注意事項）

- 対象農産物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記入してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。
- 戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補てん額から控除します。

印字されている氏名、住所などを確認していただき、押印してください。

確認事項にチェック してください。

（注）23年度の「収入減少影響緩和対策」（ナラシ対策）の加入・積立申出の手続きは「農業者戸別所得補償制度」と一体的に行うことになりましたので、この一体化様式をご活用ください。

なお、新規にナラシ対策に加入する場合は、要件確認のための追加の書類が必要となりますので、詳しくはお近くの農政局・農政事務所にお問い合わせください。

交付申請に当たっての添付書類

(1) 販売農家として申請される場合

販売農家として申請される方については、出荷・販売状況が分かる書類（前年産の出荷・販売伝票の写し等）又は農業共済に加入することが確認できる書類を添付してください。

（注）米の所得補償交付金のみを受けたい場合で、水稻共済の当然加入面積以上を作付ける方については、当年産の水稻共済細目書異動申告票を共済組合に提出することが原則です。

(2) 集落営農として申請される場合

集落営農で申請する場合は、規約、構成農家名簿、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。

<留意事項>

平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入されていた方



「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を提出していただきますので、上記（1）、（2）の書類の提出は省略できます。

平成22年度にモデル対策に加入していなかった方やモデル対策に加入していた方のうち振込口座を変更される方



「農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書」を提出してください。

ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合



「口座名義人に対する委任状」を提出してください。（ただし、モデル対策で既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。）

1 交付金に関するスケジュール（想定）

	平成22年		平成23年												平成24年																	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月												
生産数量目標の設定	23年産米の全国・県別の生産数量目標の決定	市町村別の米の生産数量目標の通知	農業者別の米の生産数量目標通知			都道府県・地域・農業者間調整	農業者別の米の生産数量目標確定（→6/15）			畑作物の目標設定の確認 米の目標設定の確認																						
申請手続 交付金の交付	制度内容の周知活動		交付申請書、営農計画書の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認												数量払の交付			水田活用の所得補償交付金の交付			営農継続支払の交付			米の所得補償交付金の交付			米価変動補てん交付金の交付		

2 交付申請書・営農計画書の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書（生産数量目標の設定ルールに適合した対象作物ごとの生産数量目標、ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入）を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出してください。

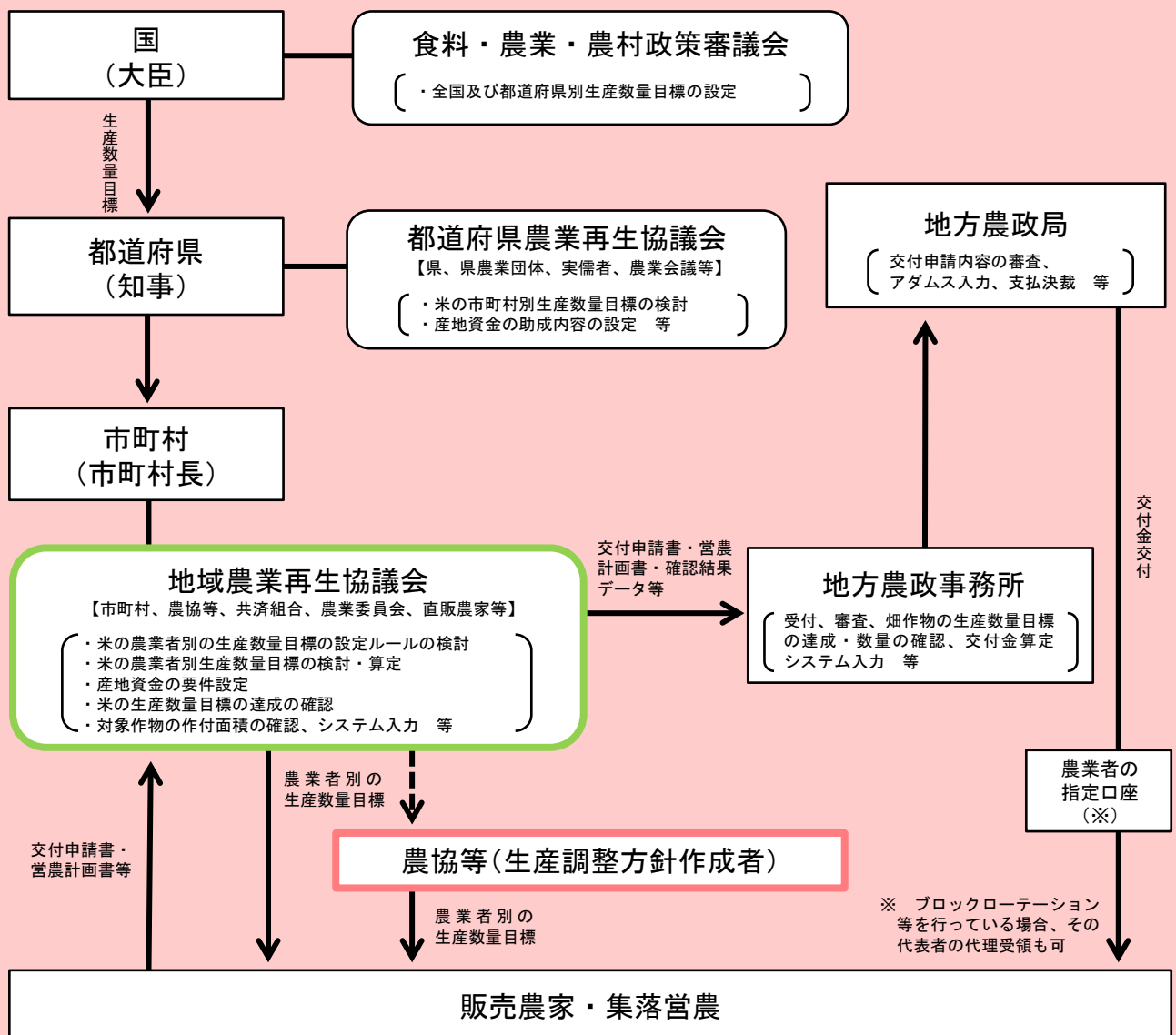
3 交付金の交付時期（想定）

- ① 畑作物の所得補償交付金
 - ア 営農継続支払 : 生産年 8月 ~ 9月頃
 - イ 数量払 うち 麦、そば、なたね : 生産年 11月 ~ 12月頃
 - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ : 生産年翌年 1月 ~ 3月頃
- ② 水田活用の所得補償交付金 : 生産年 8月 ~ 3月頃
- ③ 米の所得補償交付金 : 生産年 11月 ~ 1月頃
- ④ 米価変動補てん交付金 : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃
- ⑤ 再生利用加算 : 生産年 10月 ~ 3月頃
- ⑥ 緑肥輪作加算 : 生産年 10月 ~ 3月頃
- ⑦ 規模拡大加算、集落営農の法人化支援については、別途申請、交付を行います。

XI 農業者戸別所得補償制度の実施体制

(平成23年産の取組)

- ・ 農業者戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図ることを大きな目的としており、国家戦略として取り組むことが必要ですので、麦、大豆等の戦略作物の生産振興や地域農業の振興については行政が主体的に推進していくことが必要です。
- ・ 一方、米の需給調整については、農業者、農業者団体の主体的な取組みが不可欠であること等から、これまでと同様の役割を、農協等に果たしていただくことが必要です。
- ・ このような考え方により、本制度の実施体制については、行政と農業者団体等が協力して推進する体制を構築することとしています。



(参考) 農業再生協議会

農業者戸別所得補償制度では、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要となることを踏まえ、従来の「水田農業推進協議会」の名称を「農業再生協議会」に改めます。

農業再生協議会において、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていただけるよう、行政と農業団体等が協力して推進する体制の整備をすすめます。

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

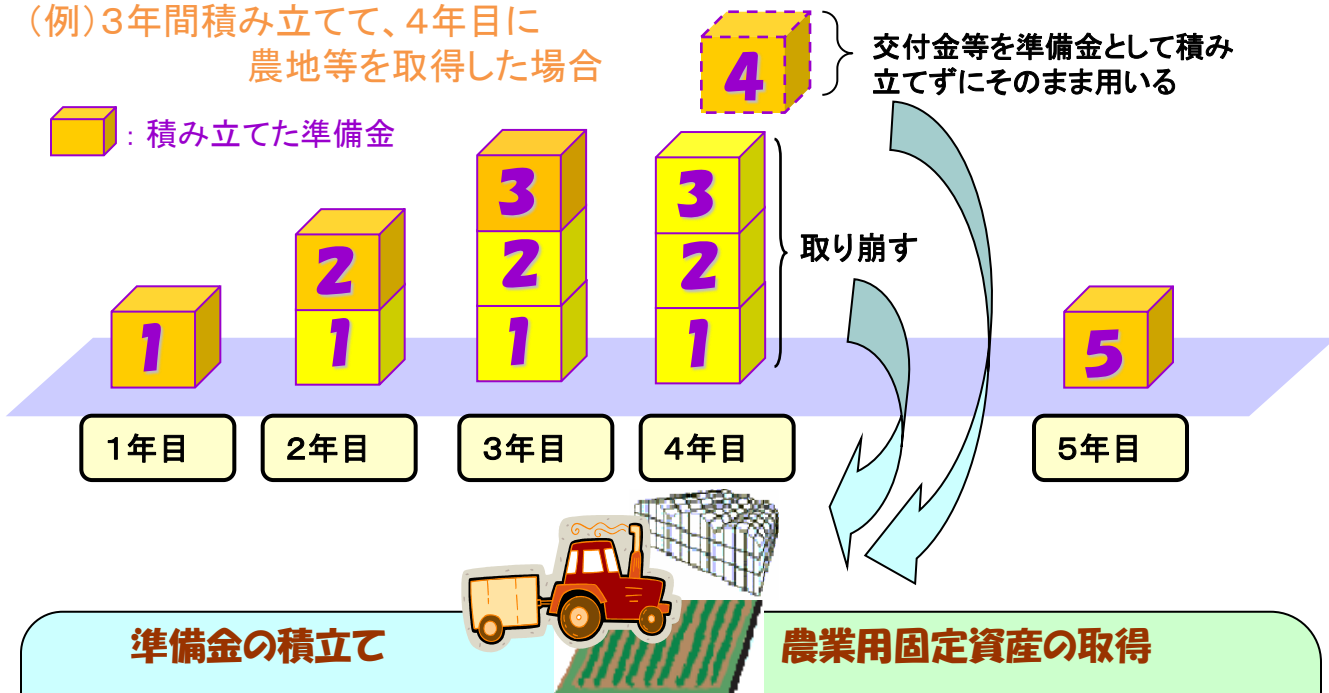
- 農業者が、農業者戸別所得補償制度などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積立てない交付金等は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金等の額

交付金等を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てから5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。

全国平均規模の農家の場合

現状の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、調整水田 0.6ha)

販売収入 米 90.1万円 …①

補助金収入 0万円

農業経営費 92.6万円 …②

所得
(①-②)

▲2.5万円

兼業収入や年金で
もって補てんしている
状況



制度導入後の経営

経営面積 1.4ha (米 0.8ha、大豆 0.6ha)

販売収入 米 90.1万円
大豆 13.6万円
計 103.7万円 …①

補助金収入 米 10.5万円 (※1)
大豆 44.0万円 (※2、※3)
計 54.5万円 …②

収入計
(①+②) 158.2万円 …③

農業経営費 121.8万円 …④

所得
(③-④)

36.4万円

所得増



(注) 販売収入は、平成21年産生産費統計(全階層平均、主産物)より算定
農業経営費は、平成21年産生産費統計(物財費等)より算定

- ※1 米の所得補償交付金 : 15,000円/10a (自家飯米分10aは対象外)
- ※2 畑作物の所得補償交付金 : 38,300円/10a
- ※3 水田活用の所得補償交付金 : 35,000円/10a

問い合わせ先一覧

(農政局、農政事務所)

都道府県	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度本格実施グループ	011-642-5479
青森県	青森農政事務所 農政推進課	017-777-3512
岩手県	岩手農政事務所 農政推進課	019-624-1129
宮城県	東北農政局 農業者戸別所得補償制度推進室	022-722-7337
秋田県	秋田農政事務所 農政推進課	018-862-5755
山形県	山形農政事務所 農政推進課	023-622-7247
福島県	福島農政事務所 農政推進課	024-534-4145
茨城県	茨城農政事務所 計画課	029-221-2186
栃木県	栃木農政事務所 農政推進課	028-633-3315
群馬県	群馬農政事務所 戸別所得補償制度推進室	027-221-2685
埼玉県	関東農政局 戸別所得補償対策室	048-740-0124
千葉県	千葉農政事務所 計画課	043-224-5615
東京都	東京農政事務所 計画課	03-3214-7312
神奈川県	神奈川農政事務所 計画課	045-211-7176
山梨県	山梨農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム	055-226-6615
長野県	長野農政事務所 農政推進課	026-233-2990
静岡県	静岡農政事務所 農政推進課	054-246-6121
新潟県	新潟農政事務所 農政推進課	025-228-5290
富山県	富山農政事務所 農政推進課	076-441-9307
石川県	北陸農政局 戸別所得補償制度推進室	076-232-4133
福井県	福井農政事務所 計画課	0776-35-3225
岐阜県	岐阜農政事務所 農政推進課	058-271-4044
愛知県	東海農政局 戸別所得補償制度推進室	052-715-5191
三重県	三重農政事務所 農政推進課	059-228-3199
滋賀県	滋賀農政事務所 農政推進課	077-522-4273
京都府	近畿農政局 戸別所得補償制度推進対策室	075-366-0117
大阪府	大阪農政事務所 農政推進課	06-6941-9657
兵庫県	兵庫農政事務所 農政推進課	078-331-9951
奈良県	奈良農政事務所 農政推進課	0742-36-3840
和歌山県	和歌山農政事務所 農政推進課	073-436-3832
鳥取県	鳥取農政事務所 計画課	0857-22-3256
島根県	島根農政事務所 計画課	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進室	086-230-4256
広島県	広島農政事務所 農業者戸別所得補償制度推進室	082-228-9483
山口県	山口農政事務所 農政推進課	083-922-5405
徳島県	徳島農政事務所 農政推進課	088-622-6132
香川県	香川農政事務所 農政推進課	087-831-8151
愛媛県	愛媛農政事務所 農政推進課	089-932-1189
高知県	高知農政事務所 農政推進課	088-872-0514
福岡県	福岡農政事務所 農政推進課	092-282-9966
佐賀県	佐賀農政事務所 農政推進課	0952-23-3136
長崎県	長崎農政事務所 農政推進課	095-845-7123
熊本県	九州農政局 戸別所得補償制度推進チーム	096-211-9482
大分県	大分農政事務所 農政推進課	097-532-6134
宮崎県	宮崎農政事務所 農政推進課	0985-22-3184
鹿児島県	鹿児島農政事務所 農政推進課	099-226-8590
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや戸別所得補償制度に関するお問い合わせは、

●農林水産省経営局 経営政策課経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502)

お気軽に、無料電話相談

(フリーダイヤル) サア ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間:平日9:00~17:00 自動的にお住まいの農政局、農政事務所に繋がります。

ご注意:携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの農政局、農政事務所(上記一覧表のとおり)、地域農業再生協議会(市町村、JA等)までお気軽にご連絡ください。

※ 農業者戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

戸別所得補償

検索